



協働事業提案制度の実施事業を決定しました

■問い合わせ：市民協働課市民協働推進グループ☎内線 437

5月～6月に市と協働で実施したい事業の提案を募集したところ、下記の市民提案型協働事業（市民の提案による協働事業）の提案がありました。提案は学識経験者や公募の市民委員などで構成する「市民協働推進委員会」（委員長：流通経済大学・大橋純一教授）で、事業の公益性や協働の必要性などの視点で審査されました。審査の結果は提言書にまとめられ、大橋委員長から中山市長へ提出されました。

市では、下記団体との協働事業を実施することを決定しました。

提案団体名(実施年度)	事業の概要
<p>たつのこ山 芝桜実行委員会 (平成 29 年度)</p>	<p>【芝桜によるたつのこ山美観創出事業】 龍ヶ崎市のランドマークともいえる「たつのこやま」に新たな観光資源の一つとして、山の景観を利用した「芝桜」による美観を創出し、市民はもとより近隣から、その景観の演出により人を呼び込めるスポットにしていくことを目的とする事業です。 この目的を達成するため、芝桜の植え付けから管理について、市と協力しながら進めていきます。</p>

■実施決定後の活動予定

10月下旬から事業を開始しています。広報紙『りゅうほー』や、まちづくり・つなぐネットを利用して多くの市民に参加を呼びかけ、一緒に芝桜の苗の植え付けや除草作業など景観の維持管理を行う予定です。



活動の様子／10月28日



税務課から土地・家屋に関するお知らせ

■問い合わせ：税務課資産税グループ☎内線 229

● 土地・家屋の現地調査実施中！ ご協力をお願いします

市では固定資産の価格を決定するために、固定資産税の基となる土地・家屋の現地調査を随時行っています。調査には税務課職員が伺いますので、ご協力をお願いします。

土地や家屋の利用状況を変更した場合、
税務課資産税グループへ
ご連絡ください！

例えば
こんな時：

- ◆家屋の取り壊し・増改築などをしたとき
- ◆店舗を改築して住宅の用途に変更したとき
- ◆土地の利用状況を変更したとき

例：山林→太陽光発電施設／原野→駐車場
隣接地の取得→自宅の敷地として一体利用

● 住宅改修に係る固定資産税の減額措置について

バリアフリー・省エネ・耐震改修工事を行った住宅に固定資産税の減額措置を行っています！

減額措置を受けるには、対象工事費用が補助金を除いて50万円を超えており、工事完了後3カ月以内の申告が必要です。申告すると、工事が完了した年の翌年度分について、対象家屋の固定資産税が減額されます。詳しい要件などは市公式ホームページをご覧ください。

※工事が完了している方で期限内に申告していない場合、減額できない場合がありますのでご注意ください

工事の種類	工事完了期間	減額の内容
バリアフリー改修工事	平成 30 年 3月 31 日まで	1戸当り 100㎡まで・固定資産税を3分の1減額
省エネ改修工事		1戸当り 120㎡まで・固定資産税を3分の1減額
耐震改修工事		1戸当り 120㎡まで・固定資産税を2分の1減額